

京都市告示第367号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成28年10月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世15号線	南区久世殿城町287番地の1地先から 同町286番地の2地先まで	旧	メートル 91.00	メートル 2.35 ~ 2.75
		新	91.00	6.00 ~ 10.65
嵯峨緯95号線	右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町50番地 の9地先から 同町50番地の6地先まで	旧	24.40	1.20 ~ 1.30
		新	24.40	1.80 ~ 1.90
久我11号線	伏見区久我森の宮町6番地の169地先から 同町6番地の174地先まで	旧	34.00	4.61 ~ 6.29
		新	34.00	6.00 ~ 7.67
向島62号線	伏見区向島中島町26番地の9地先から 同町26番地の2地先まで	旧	25.80	5.20 ~ 6.05
		新	25.80	6.00 ~ 6.22

桃山経82号線	伏見区桃山筑前台町25番地の1地先から同町25番地の28地先まで	旧	32.40	6.00
		新	32.40	6.00

(建設局土木管理部道路明示課)